

令和5年度（2023年度）北海道保育対策総合支援事業費補助金 交付要綱 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><u>令和5年度（2023年度）</u>北海道保育対策総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>（通則） 1 （略）</p> <p>（補助事業） 2 （略）</p> <p>（補助事業者） 3 （略）</p> <p>（補助対象経費） 4 （略）</p> <p>（交付額の算定方法） 5 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表1の1欄の事業ごと（1、<u>2、4、6及び7</u>については施設ごと、<u>5</u>については事業所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （1）1欄の事業ごと（1、<u>2、4、6及び7</u>については施設ごと、<u>5</u>については事業所ごと）に、3欄に定める基準額と4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 （2）（略）</p> <p>（交付の条件） 6 （略）</p> <p>（1）（略）</p>	<p><u>令和4年度（2022年度）</u>北海道保育対策総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>（通則） 1 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。</p> <p>（補助事業） 2 この統合補助金の交付の対象は、別表1の1欄に掲げる事業とする。</p> <p>（補助事業者） 3 この補助金の交付の対象とする者は、別表1の1欄に掲げる事業ごとに、2欄に掲げる補助事業者とする。</p> <p>（補助対象経費） 4 補助金の交付の対象とする経費は、別表1の1欄に掲げる事業ごとに、同表4欄に掲げる経費とする。</p> <p>（交付額の算定方法） 5 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表1の1欄の事業ごと（1、3、5及び6については施設ごと、4については事業所ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （1）1欄の事業ごと（1、3、5及び6については施設ごと、4については事業所ごと）に、3欄に定める基準額と4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 （2）（1）により選定された額に5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>（交付の条件） 6 総合振興局長又は振興局長（以下「振興局長等」という。）は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件（「知事」とあるのを「振興局長等」と読み替える。）のほか、次の条件を付すものとする。ただし、（4）については、交付申請時にこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなかった場合及び間接補助事業の場合に限る。 （1）事業の内容を変更するときは、振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、</p>	<p>年度改正</p> <p>番号整理</p> <p>番号整理</p>

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合は、30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により こども家庭庁長官 が別に定める期間を経過するまで、振興局長等の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(交付申請)

7 (略)

次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の1を超えないとき。

イ 補助金の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合は、30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により 厚生労働大臣 が別に定める期間を経過するまで、振興局長等の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(3) 振興局長等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後において善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(5) 補助事業者は、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体のこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式1によりその金額（実績報告において、この補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに振興局長等に報告するとともに、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、各事業実施主体が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

(6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式2による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類（交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に関する書類等）を整理し、かつ、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が調書及び証拠書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(交付申請)

7 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下保福様式について同じ。）に、次に掲げる書類を添えて、振興局長等が別に定める期日までに振興局長等に提出を行うものとする。

なお、補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費

こども家庭庁移管に伴う文言修正

(変更申請手続)

8 (略)

(補助事業の中止又は廃止)

9 (略)

(補助金の概算払)

10 (略)

(概算払の決定等)

11 (略)

(実績報告)

12 (略)

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から適用する。

に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、交付申請時において、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

- (1) 事業計画書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等交付申請額算出調書(保福第1の16号様式)
- (3) 経費の配分調書(保福第1の18号様式)
- (4) 事業予算書(保福第1の20号様式)
- (5) 資金収支計画書(保福第1の32号様式)(申請者が市町村の場合は、除く。)
- (6) 別表2に定める様式

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に上記7に定める書類を添えて、別に定める日までに振興局長等に提出を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

9 補助事業者が、補助事業の中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、補助事業等中止(廃止)承認申請書(保福第1の23号様式)を振興局長等に提出すること。

(補助金の概算払)

10 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書(保福第1の26号様式)を振興局長等に提出しなければならない。

(概算払の決定等)

11 10の申請に基づき、振興局長等は、必要があると認める場合においては、交付対象事業の遂行に必要な資金を概算払することができるものとする。

(実績報告)

12 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに振興局長等に提出を行うものとする。

- (1) 事業実績書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)
- (4) 別表2に定める様式
- (5) その他参考となる書類

附則 この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から適用する。

適用日改正